

令和 8 年度 八尾市立志紀中学校部活動に関する活動方針

八尾市立志紀中学校長

1 部活動の目的

- (1) 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われるものである。
- (2) 学校部活動は、体力や技能・技術の向上を図る目的以外にも、生徒指導の一環としての側面や、異年齢との交流の中で生徒同士や教職員との信頼関係を築くなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的な意義は大きいものである。
- (3) 学校部活動に参加することに楽しみを見出すことで、学校生活を豊かで充実したものとすることができ、学校部活動で評価されることは自己肯定感を高めることにもつながるものである。

2 部活動の運営

(1) 設置している部活動

野球部 サッカー部 陸上部 バasketボール部 女子バレーボール部
卓球部 女子バドミントン部 剣道部 水泳部
ヒューマンコミュニケーション部 美術部 家庭科部 民族部

(2) 活動計画

ア 部活動顧問は年間活動計画及び月別活動計画を作成し、計画的な活動を行う。

イ なお、月別活動計画には、登校時刻及び下校時刻を記載するものとする。

※それぞれの時期による最終下校時刻は次のとおりとする。

- ・ 4 月 午後 6 時
- ・ 5 月～10 月 . . . 午後 5 時 30 分
- ・ 11 月～2 月 . . . 午後 5 時
- ・ 3 月 午後 5 時 30 分

※但し、公式戦・発表会・展示会等の前後においては、変更する場合もある。

(3) 休養日の設定

ア 学期中は、週あたり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。)

イ 大会等への参加やそれにむけた練習等により、休養日を設けることができない場

合は、休養日を当月中に振り替えるものとする。やむをえず、当月内で振り替えることができない場合は、前月または翌月で休養日を設けるものとする。

- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（４）活動時間

- ア １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

３ 活動上の留意点

- （１）生徒の心身における健康管理及び事故防止の徹底
- （２）生徒の運動・文化芸術等の能力向上や生涯を通じてスポーツや文化芸術に親しむ基礎を培うこと及び専門的知見者との連携・協力
- （２）体罰やハラスメントの根絶の徹底
- （３）大阪府及び八尾市の指針に準じた熱中症事故の予防
- （４）各部活動の活動方針・活動計画の周知

４ その他

（１）参考資料

- ア 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(スポーツ庁令和４年１２月)
- イ 大阪府における部活動等の在り方に関する方針（大阪府教育委員会令和５年８月）
- ウ 八尾市における部活動等のあり方に関する方針（八尾市教育委員会令和６年１月）